

平成 18 年度 公債費負担適正化計画

市町村名 : 妹背牛町

第1 計画策定の背景

本町では、平成9年度に妹背牛町行政改革推進本部会議を設置し、それと同時に策定した行政改革大綱を柱に、第1次行政改革（平成10～14年度）では、住民に影響の少ない項目を中心に、行政組織の徹底したスリム化を図るため、機構改革による事務の簡素・効率化や人件費の削減、事務・事業経費の削減など「内なる改革」を積極的に行ってきた。

また、第2次行政改革（平成15～17年度）では、継続的な「内なる改革」と併せ、使用料、手数料等の値上げなど、住民に負担の増加等をお願いしながら「外なる改革」にも取り組み、住民の理解と協力の下、多くの削減効果を生み出してきた。

しかし、国や地方の財政が危機的な状況にある中、本町財政を取り巻く環境の悪化度合いもますます強まっている。国の構造改革に伴う地方交付税の削減等による慢性的な歳入不足や健康・福祉施策、公債費などの歳出経費の増加により、本町財政はかつてないほどの危機に直面している。更に国の三位一体の改革による国庫補助負担金の削減や税源移譲などの状況を踏まえると、今後、益々厳しさを増す状況になるものと想定される。

このような状況の中、地域住民の行政に対するニーズも多様化しており、主要事業等の財源を起債に頼らざるを得ない状況が通例的に発生しており、一般会計における実質公債費比率の3カ年平均が18.9%となったことから、今後、単独・自立のまちづくりを実施する上でも事務の合理化、組織機構の再編、適正な住民サービスのあり方等を再度検証し、行政面・財政面の全ての事務・事業の徹底的見直しを進め、健全な住民サービスの提供により、効率的で魅力あるまちづくりを実現することが要求されている。

そのためには、「新行政改革大綱」に基づき「集中改革プラン」を柱とする「公債費負担適正化計画」を策定し、町行財政運営において抜本的な見直しと更なる改革が求められている。

第2 計画の必要性と理念

「公債費適正化計画」では、厳しい行財政環境の中、地方分権や少子高齢化社会への対応を的確に克服していくため、新たな発想による改革を断行していく。また、住民ニーズの多様化にも住民と行政の役割分担の見直し、新たな仕組みの構築を図り、行政コストの削減や効率的な行政運営を行うことはもちろん、住民にとってより公平性の高いサービスを提供できる行政システムの構築を目指す。

しかし、行政改革は住民の生活に直接関わる見直しも必要であり、補助金や扶助費の削減、人件費・公共事業の抑制、更には使用料、手数料等の値上げなど、職員をはじめ住民にも痛みを伴う改革を実施せざるを得ない面があることを認識する必要がある。

これらを実現するため、次の目標により改革を推進する。

1. 行政の公平性、効率性の追求

行政サービスの公平性、適正な受給者負担を原則とし、真に必要な事業は何か。事業の選択を行い重点的な財源配分による効率的な行政運営を追求していく。また、競争原理によるコスト意識の醸成と成果志向への転換を図るため、職員意識を改革し、前例踏襲を打破するとともに、行政の透明性を図る観点から、明確な説明責任を果たすことができる情報公開の推進と意志決定のスピード化を図る。

2. 住民と行政の協働によるまちづくり

行政主導から住民が主役であるという原点を忘れず、自己決定、自己責任に基づき、住民が主体的に参画するまちづくりを進めていく。そのためには、地域住民、民間団体、行政が情報を共有して、役割を分担し、対等な立場、協働の精神で連携し、自立した地域社会づくりを目指すこととし、それでも困難な場合、行政は補完・支援を行うこととする。

3. 生活満足度の向上

利便性の向上だけでなく、人々のふれあい、地域コミュニティの育成、多様なネットワークの形成、産業の活性化を図り、心の充実が実感できる施策を推進していく。

第3 集中改革プラン

1. 事務・事業の再編・整理、廃止・統合

本町ではこれまでの行政改革の取り組みで、全ての事務事業について、効果や効率性の観点から、初期の目的を達成した事業等の廃止・縮減や類似する事業等を統合するなどの見直しを行い、行政の果たすべき役割、受益と負担の公平の確保、行政効率等に配慮し、事務・事業の整理統合を進めてきた。

今後は、これまでの行政改革で住民等への影響を考慮し、経過措置等を設けていた事務・事業についても整理統合を進めるとともに、全ての事務・事業について、再度交付基準等の見直しを検討する。

また、職員が各種団体の事務局（庶務）を引き受けているケースが多いため、職員数の削減状況等を見据え、その必要性、効果等を勘案し、改革期間中に各種団体の自立を促しながら、自主運営への移行を進めていく。

2. 計画期間

平成18年度～平成21年度

3. 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）

本町では、公設民営化等による民間能力の活用を図る観点から、現在、管理委託を行っている「公の施設」に、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入するとともに、現在直営の施設及び今後新規に設置される施設は、指定管理者制度の活用を検討する。

また、その他の事務についても、サービス水準の向上と業務の効率化を図る観点に立ち、アウトソーシングの可能性を検討し、積極的活用を図っていくこととする。

（1）管理運営を委託している公の施設への指定管理者制度の導入 8施設

老人保健施設「りぶれ」、ディサービスセンター、生活支援ハウス「すまい・ル」、妹背牛温泉「ペペル」、農産加工センター、農産物直売所、米穀乾燥調製貯蔵施設、8区コミュニティセンター（平成18年4月1日実施）

（2）直営の公の施設への指定管理者制度の検討 1施設

妹背牛保育所（改革期間中検討）

（3）公の施設の廃止の検討 2施設

町営プール、町営牧場（改革期間中検討）

（4）直営の公の施設の管理方法の見直しの検討 2施設

公民館から町民会館への変更（所管部局の変更・利用範囲の拡大）、郷土館の予約制への移行（常駐職員の廃止）（平成19年度実施）

3. 定員管理の適正化

(1) 計画的な職員数の抑制

現在、本町の職員数は、総務省が定める「定員モデル」や「類似団体等職員数」と比較し、少ない職員数で行政運営を行っている。これは、簡素で効率的な行政組織を目指した行政改革の取り組みにより、平成10年度以降、計画的に職員の新規採用を抑制し、職員数の削減(平成17年度まで29人、27.6%減)を進めてきたことによる。

今後も計画的な職員数の抑制に努め、平成17年4月1日現在の職員数76人を平成22年4月1日には72人とし、4人、5.3%減を目指していく。また、平成28年4月1日の職員数目標値を63人と定め、長期的・計画的な職員数の抑制を図っていく。

(2) 行政需要に的確に対応する簡素で効率的な組織

本町の行政組織は、簡素で効率的な組織機構の観点から、平成11年度に収入役を廃止し、また、平成15年度には職員の職階級を見直し、将来的な職員数の削減等を見据え、個々の職員の責任と権限が明確化され、意志決定過程が簡素化された組織を目指し、それまでの係制からグループ制へと大きく組織機構を再編した。

今後は、グループ制を維持しながら、平成28年度を目標とした長期展望の下、職員数の削減に伴うグループの統廃合やより一層の責任と権限の明確化、意志決定過程の簡素化など、町政に託された行政課題に適切に応えられる簡素で機動力の高い行政組織の構築を目指し、平成17年度の4課1室13グループ3局を平成28年度の4課11グループ3局へと計画的に再編を進めます。なお、組織機構の見直しは、今後の職員数の削減状況により柔軟に対応していく。

また、職務職階による専決権の拡大や職名の改正なども実施する。

4. 手当の総点検をはじめとする給与の適正化（給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等）

(1) 特別職の給料

町長等特別職の給料は、これまでの行政改革の取り組みにより、平成12年度から段階的な抑制措置を実施してきており、平成17年度では、給料の一率10%削減、役職加算の凍結、手当の削減等を実施し、給与の適正化に努めてきた。

(2) 職員給与の適正化

職員の給与は、これまでの行政改革の取り組みにより、管理職手当の引き下げ、特殊勤務手当の見直し、通勤・住宅手当の減額、更に役職加算の凍結、給料の一率4%削減を実施し、給与の適正化に努めるとともに、総人件費の抑制を図ってきた。

今後は、国の給与制度改革の動向を見据え、平成18年4月1日から新たな給与制度（地域給）の導入を検討する。

①高齢層職員の昇給停止

国に準じて平成16年度から55歳に引き下げている。

②退職時の特別昇給廃止

国に準じて平成18年度から廃止する。

③退職手当の最高支給率の引き下げ

北海道退職手当組合で定める支給率による。

④時間外勤務手当の削減

時間外勤務の縮減により、総人件費の圧縮のほか、時間外勤務の常態化に起因する公務能率の低下や職員の過重労働による健康被害の発生を防止するため、時間外勤務手当の縮減を図る。

(3) 特殊勤務手当の廃止

急速な技術の進歩等による業務内容の変化、職務の困難性の軽減等により、本来の支給要件に照らし、その支給が妥当かどうかの検討を行政改革大綱に基づき行った結果、平成11年度に見直しを行い、12項目の特殊勤務手当を廃止した。

現在残っている3項目（税務手当、伝染病取扱手当、変死体取扱手当）の特殊勤務手当は、実績等を考慮し、平成18年度から廃止することとする。

(4) 定員・給与等の状況の公表

定員・給与等は、その状況を適時広報誌に掲載し住民に公表しているが、地方公務員法の改正を受け「妹背牛町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定した。

給与等の公表の状況は、条例に基づき住民にわかりやすい方法で、広報誌のほかホームページを利用し公表を行い、その際、定員・給与等の状況の公表について、地方公務員法の改正を踏まえ、住民等が理解しやすいように工夫を講じ、公表することとする。

(5) 福利厚生事業

本町の職員の福利厚生事業は、主に職員の会費と町からの負担金で職員福利厚生会により運営・事業を行ってきたが、昨今の社会情勢等を考慮し、町からの負担金を平成16年度に50%削減、平成17年度から廃止した。

5. 第三セクターの見直し

本町唯一の第三セクターである(有)妹背牛振興公社は、平成5年にオープンした「妹背牛温泉ペペル」の運営管理を主体として経営されており、オープン当初から給与の抑制（町職員労務給の適用）や営業努力等により黒字化を継続してきたが、近年の経済情勢低迷による入館者数の伸び悩みや客単価低下の影響を受け、平成16年度には赤字経営に陥った。

このため、公社職員給与の昇給停止、年俸制の一部導入、経費の全般的な見直しや営業活動の強化等を進め、赤字解消に努めているが、依然として経営改善の展望が見えない厳しい状況にある。

今後は、指定管理者制度による民間参入や完全民営化等を検討するとともに、当面、次の事項を重点的に推進し、経営改革に取り組む。

- ①経営状況等の議会説明のほか、住民に対し広報誌などの活用によるわかりやすい情報公開に努める。
- ②給与、職員数の見直し、組織機構のスリム化、経費の節減等を行う。
- ③町からの財政的・人的関与の見直しを行う。
- ④外部による監査体制を強化するための検討を行う。

6. 経費節減等の財政効果

(1) 全般的経費の見直し

本町では、これまでの行政改革により、様々な経費節減に取り組んできた。今後は、財源配分の重点化を図るため、限られた財源を有効に活用できるよう、更なる経費節減に努める。

- ①消耗品・備品等は必要最小限とし、節約に努めるとともに、見積り入札や一括購入等の手法により単価を低く抑え、支出の削減を図る。
- ②印刷物は、冊子、パンフレットは自前で作成することとする。
- ③各種システムのリースは、入れ替え時期を遅らせ、利用期間を延長することとする。
- ④公用車は、新車購入を廃止し、軽自動車への移行など、台数の削減を図る。
- ⑤繰出金は、特別会計の独立採算の原則から、法定分の繰出しとする。
- ⑥負担金補助及び交付金は、事業の目的、効果を総合的に判断し、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、そのあり方のさらなる検討を進める。

(2) 妹背牛診療所助成金の見直し

町立診療所の民間移管に対する協定により、当分の間、経営安定のために交付することとした診療所助成金は、民間医療機関の経営健全化を促し、平成20年度から助成金を廃止する。

7. その他

(1) 財源確保対策

少子高齢化の進行や人口の伸び悩みなどに加えて、三位一体の改革の進展とともに国からの補助金・地方交付税の縮減が見込まれる厳しい財政状況の中で、快適に楽しく安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めるためには、さらなる収納率の向上や負担の適正化などに努め、より一層、自主財源を確保することが求められている。

①使用料・手数料の見直し

本町では、平成16年度以降計画的に使用料・手数料の見直しを行ってきた。今後は、行政コストに対する標準的な負担割合を検討し、検討結果に基づく見直しを実施していきます。また、現在徴収していない行政サービスについても受益者負担の原則の観点から、新たな徴収を検討します。その他、減免規定についても見直しを図る。

②町税の収納率の向上

本町の町税の平成16年度の収納状況は、全体98.6%（現年99.4%、滞納繰越分44.8%）の実績になっている。安定的な歳入の確保を図るために、町税は住民の自主納付意欲の向上や夜間窓口の設置、定期的な臨戸徴収など、納めやすい環境づくりを図るとともに、公平公正の観点から一層の滞納整理事務の強化を図り、収納率の向上に努める。

③未利用財産の活用と処分

未利用財産の活用策を検討し、不要なものについて一般競争の手法を取り入れ、早急に処分を進める。

(2) 保育料の段階的値上げ

平成17年度から国の基準の25%軽減をベースとして段階的な値上げを行っている保育料については、計画的に平成18年度も約5%の値上げを実施する。

(3) 公共事業の抑制

本町は今まで、基幹産業である農業基盤整備を中心に、道路整備や農業集落排水などの生活基盤整備、魅力あるまちづくりを進めるための公共施設整備などを積極的に進めてきたが、自立のまちづくりの観点から、財政推計・財政状況を背景として、大胆に公共事業を抑制する必要に迫られている。

このため、必要最低限の公共事業を確保しつつも、財政状況に配慮した事業計画全体の抑制・見直しを図る必要があり、改革期間中は次の整備方針に基づき実施する。

①道路（町道）整備は年1路線とし、市街地にシフトする。

②公営住宅の整備は、平成19年度の1棟12戸とする。

③車両更新（消防車両を除く）は凍結する。

④各施設の大規模改修は凍結する。ただし、必要最低限の維持補修は実施する。

(4) 税率見直しの検討

現在本町では、固定資産税及び軽自動車税に標準税率を適用している。地方交付税の削減等から、更なる自主財源の確保が求められており、改革期間中に制限税率までの引き上げを検討する。

8. 地方公営企業の経営健全化

本町の地方公営企業には、簡易水道事業、農業集落排水事業などの4事業がある。

新指針が国において策定され、地方公営企業については財政健全化に積極的に取り組むことが求められており、時代の要請に応えるべく健全で効率的な発展を図るため、民間的な経営手法を取り入れるなどして、一層の経営基盤の強化と自立性の強化を推進する。

(1) 経営健全化策

①収益の向上

事業体としての経営安定を図るため、戸別訪問、チラシ配布等による定期的な普及・加入促進を図り、普及率の向上を目指す。

②料金の適正化・経費の節減

地方公営企業の料金は公共料金であり、料金改定は住民の日常生活に直接影響するため、改革期間中は料金体系を維持できるような事業計画を策定し、経費の節減に努め、収支バランスの均衡を図る。

③収納対策の強化

事業運営上の必要な経費は、その事業収入によって賄わなければならないという原則から、料金は未納のないよう万全を期す必要があり、納期限までに納付しない未納者に対しては、納入勧告の通知をするとともに戸別訪問等による収納対策の強化を図る。

④民間への業務委託推進

これまで職員が行っている業務で民間の手法により委託できるものは、安全性、効率性、経費面を充分に比較検討し、住民サービスを低下させない体制での業務委託の推進を図る。

⑤組織・定数の見直し

社会経済情勢の変化などに伴い多様化する住民ニーズや事業課題に的確に対応することができるよう、現在の事務分掌を見直し、限られた予算と人員で最大の効果が發揮できるよう簡素で効率的な組織体制にするとともに、職員一人ひとりが主体的に取り組み、事務・事業の迅速化を図る。

(2) 公共料金の値上げ

本町の公営企業会計は、現状では独立採算をベースとした経営が難しい状況にあり、将来を見据え、長期的な視点での経営健全化を図る必要がある。今後は、経費節減に努めながら、行政改革の取り組みと平行した計画的な料金の値上げ等を実施する。

簡易水道事業及び農業集落排水事業は、平成18～22年度の5年間の事業計画で約10%の値上げを実施する。

第4 公債費負担適正化計画

1. 実質公債費比率について

本町における実質公債費比率の推移は、平成15年度16.1%、平成16年度20.9%、平成17年度19.6%となっており、3ヵ年平均で18.9%となった。特に平成16年度における比率が突出し、平成17年度に若干減少となっている。

平成16年度公債費における一般財源の額でみると、大幅な増加はみられないものの、実質公債費率算定の基礎数値となる普通交付税及び臨時財政対策債が大幅に減少している。さらに公営企業繰出金における地方債充当財源も下水道事業の多様化により増加となったものである。

平成17年度では、過年度債の元金償還の増により公債費支出額は増加しているものの、個別排水事業の完了による公営企業繰出金の減。微増ではあるが、普通交付税の増等により実質公債費比率は減少している。

2. 策定方針

妹背牛町集中改革プランによる行財政改革を基本とする。

同プランによるまちづくり計画に盛り込まれている普通建設事業を公債費負担適正化計画に計上する。

公営企業会計においては、現時点で今後の具体的な事業計画のあがっているもののみ公債費負担適正化計画に計上する。

3. 計画期間

公債費負担適正化計画期間は平成18年度より平成21年度までとする。

計画期間においては妹背牛町集中改革プランに基づく行財政改革を推進し、財政運用の適正化と公債費負担比率の低減を図ることとする。なお、集中改革プランについては平成21年度に見直すこととなっており、計画期間終了以後における公債費負担適正化計画との整合性を図る。

4. 計画の目標

現在の町財政から見て、繰上償還等による方法での公債費低減は困難な状況にある。

このため、集中改革プランの実施により、実質公債費負担比率の軽減を図ることを目標としなければならない。

具体的には、集中改革プランにおいて毎年度の決算によりその成果を分析、検証し翌年度以降の事業計画の見直しを図る等、適正管理に努めること。計画の修正・実行を繰り返すことによる事業の選択及び起債の抑制を図ること。財政的な余裕があれば繰上償還も検討していくこととする。

5. 推計表

別紙様式1 <既往債等に基づく実質公債費負担の将来推計>

別紙様式3 <既往債と新規債の合計に基づく実質公債費負担の将来推計>

参考資料 普通建設事業調書

試算の考え方

・地方税 平成19年度を別として、平成22年度までの人口推計による減少率により年1.3%の減少を見込む。

・地方交付税 年2.0%の減少率を乗じ算定。公債費に係る交付税算定分を見込む。平成23年度人口急減補正を見込む。

・臨時財政対策債 普通交付税に順ずる。

<既往債等に基づく実質公債費負担の将来推計>

※各団体の事情に応じて、7年度以内であっても、7年度を超えて別の期間で定めることも差し支えない。 (単位:千円)

	計画策定期間 の前年度 (平成17年度)	計画策定期間 (平成18年度)	第2年度 (平成19年度)	第3年度 (平成20年度)	第4年度 (平成21年度)	参考 第5年度 (平成22年度)	参考 第6年度 (平成23年度)	参考 第7年度 (平成24年度)
① 公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	549,099	521,542	550,197	532,828	531,046	561,362	538,296	489,077
② ①で控除した「借換債」に係る公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)								
③ 満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等(別紙参考様式2「⑦」欄の数値を転記)	0	0	0	0	0	0	0	0
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	20,135	21,141	21,775	22,428	22,876	23,120	22,773	22,317
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	83,076	81,789	80,502	79,215	77,928	76,641	75,354	74,067
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの(利子補給等に係るものうち、元金補給分を除く。)	38,531	38,783	36,401	35,754	34,978	34,489	34,000	33,784
⑦ 地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額	310,088	339,172	336,365	331,716	327,712	376,601	377,301	347,002
⑧ 準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入された額	68,639	61,985	62,747	63,485	63,432	62,588	62,535	62,482
⑨ 標準財政規模	1,970,464	2,012,792	2,008,648	1,971,458	1,934,974	1,899,182	1,903,661	1,868,419

⑩ 実質公債費比率(単年度)	19.6%	16.2%	18.0%	17.4%	17.8%	17.5%	15.7%	14.3%
⑪ 表頭年度の地方債発行に際し用いる実質公債費比率の見込み(当該年度前3ヶ年度の平均)	18.9%	18.9%	17.9%	17.2%	17.7%	17.5%	17.0%	

計画期間終了次年度(平成21年度)の地方債発行の際に用いる
実質公債費比率の見込み(3ヶ年平均)

17.7%

<計画策定期以降の地方債借入予定額及び既往債等に基づく実質公債費負担の将来推計>

※各団体の事情に応じて、7年度以内であっても、7年度を超えて別の期間で定めることも差し支えない。（単位：千円）

	計画策定期の前年度 (平成17年度)	計画策定期 (平成18年度)	第2年度 (平成19年度)	第3年度 (平成20年度)	第4年度 (平成21年度)	参考 第5年度 (平成22年度)	参考 第6年度 (平成23年度)	参考 第7年度 (平成24年度)
計画策定期翌年度以降の地方債借入予定額			290,200	155,100	185,100	155,800	136,500	116,500
① 公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	549,099	521,542	550,197	536,625	540,899	584,223	578,373	540,277
② ①で控除した「借換債」に係る公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)								
③ 満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等(別紙参考様式4「⑦」欄の数値を転記)	0	0	0	0	0	0	0	0
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	20,135	21,141	21,775	22,764	23,219	23,467	23,115	22,625
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	83,076	81,789	80,502	79,215	77,928	76,641	75,354	74,067
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの(利子補給等に係るものうち、元金補給分を除く。)	38,531	38,783	36,401	35,754	34,978	34,489	34,000	33,784
⑦ 地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額	310,088	330,652	331,116	328,013	376,361	377,700	350,611	341,527
⑧ 準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入された額	68,639	61,985	62,747	63,485	63,432	62,588	62,535	62,482
⑨ 標準財政規模	1,970,464	2,012,792	2,016,874	1,982,351	1,946,861	1,969,078	1,980,448	1,950,865

⑩ 実質公債費比率(单年度)	19.6%	16.7%	18.1%	17.7%	15.7%	18.2%	18.9%	17.2%
⑩ 表頭年度の地方債発行に際し用いる実質公債費比率の見込み(当該年度前3ヶ年度の平均)		18.9%	18.9%	18.1%	17.5%	17.1%	17.2%	17.6%

計画期間終了次年度(平成21年度)の地方債発行の際に用いる
実質公債費比率の見込み(3ヶ年平均)

17.1%

◎新規発行債(予定)

	計画策定の 前年度 (平成17年度)	計画策定年度 (平成18年度)	第2年度 (平成19年度)	第3年度 (平成20年度)	第4年度 (平成21年度)	参考 第5年度 (平成22年度)	参考 第6年度 (平成23年度)	参考 第7年度 (平成24年度)
過疎対策事業債		734,400	42,100	32,400	71,600	45,800		
臨時財政対策債		107,200	105,000	102,900	100,900	98,800	96,900	94,900
臨時地方道整備事業債		48,600	37,800	19,800	12,600	11,200	39,600	21,600
公営住宅建設事業債		5,600	105,300					
一般会計合計		895,800	290,200	155,100	185,100	155,800	136,500	116,500
過疎対策事業債(下水道事業)		68,300	44,800	20,100				
下水道事業債		82,400	44,900	20,100				
企業会計合計		150,700	89,700	40,200				
合 計		1,046,500	379,900	195,300	185,100	155,800	136,500	116,500

・妹背牛町集中改革プランにより平成21年度までの計画事業は実施する見込みである。

◎平成19年度以降の大規模事業一覧

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計	道営負担金事業(2事業) 町道改良舗装事業(1路線) 公営住宅建設事業	道営負担金事業(2事業) 町道改良舗装事業(1路線)	道営負担金事業(2事業) 町道改良舗装事業(1路線) 消防施設整備事業	道営負担金事業(2事業) 町道改良舗装事業(1路線) ※ 観光施設整備事業 消防施設整備事業 建設機械整備事業 体育施設改修事業	道営負担金事業(2事業) 町道改良舗装事業(1路線) ※ 消防施設整備事業 老健施設改修事業	道営負担金事業(1事業) 町道改良舗装事業(1路線) ※ 消防施設整備事業
集配会計	水資源循環統合事業	水資源循環統合事業				

※ 過疎計画による認定事業。ただし平成21年度に事業計画の見直しを実施する。推計上は見込んでいない。